

は し が き

令和5年4月30日任期満了に伴う世田谷区議会議員選挙及び令和5年4月26日任期満了に伴う世田谷区長選挙が、令和4年11月18日に公布・施行された「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、令和5年4月16日に告示、4月23日に執行されました。

これまで期日前投票及び不在者投票をするためには、投票日当日に投票することができない事由を特定する必要がありましたが、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、今回選挙より事由の特定が不要になりました。

啓発活動においては、明るい選挙推進協議会と連携し、投票率の向上や明るい選挙の推進を目標に掲げ、区内の駅前やスーパー周辺等で街頭啓発に取り組みました。

また、若者の投票率向上に向け、若年層の視点に立った視覚的な啓発効果を高めるため、区内大学の中でデザイン及び造形美術全般において専門的知見を有する多摩美術大学と連携し、「若者の投票率向上プロジェクト」と称して学生の提案による取組みを実施しました。その一環として、世田谷区選挙マスコット「セーボー」のデザインを約30年ぶりにリニューアルしました。新しいセーボーは各投票所で使用する表示物、啓発ポスター及びSNS等で活用され、たくさんの方々の目を引くものになりました。また、同じく「若者の投票率向上プロジェクト」の一環として、「親子で投票に行こう」キャンペーンを実施し、投票所に親子で訪れることを呼びかけ、来場した小学生以下の子どもにオリジナルシールを配布しました。

こうした啓発活動の成果もあり、投票率は区議会議員選挙、区長選挙ともに前回同選挙を約3.1ポイント上回る結果となりました。

なお、区議会議員選挙において、最下位当選者と次点の差が1.307票と僅差であったことから、最下位当選者の当選の効力の無効を求める異議申出が提起されました。当委員会では、慎重かつ厳正に審理した結果、この異議申出を棄却しました。その後、東京都選挙管理委員会に審査申立てが提起され、同委員会による全投票の開披点検を経て、最終的に審査申立ても棄却されました。結果、当選人に変更はありませんでしたが、あらためて「一票の重み」や「適正な管理執行の重要性」を認識する選挙となりました。

最後に、今回の選挙を執行するにあたり、多大なご協力を賜りました関係各位に深く感謝申し上げます。

ここに選挙の結果をまとめましたので、参考資料としてご高覧いただければ幸いです。

令和6年1月

世田谷区選挙管理委員会

目 次

事務日程	5
◎世田谷区議会議員選挙・世田谷区長選挙 共通事項	
1 投票所・投票区域	8
2 期日前投票所	1 2
3 投票所施設内訳	1 2
4 期日前投票所施設内訳	1 2
5 投票管理者・投票立会人	1 3
6 期日前投票所の投票管理者・投票立会人	1 7
7 郵便等投票証明書交付者数	2 3
8 指定施設	2 4
9 投票用紙等の色	2 6
10 投票・開票及び期日前投票事務従事員数	2 6
11 啓発事業	2 7
12 変更点	2 8
◎世田谷区議会議員選挙	
立 候 補	
立候補者一覧	3 1
投 票	
1 時間別投票経過・選挙人名簿登録者数・当日有権者数・投票者数・投票率・投票日の天気	3 4
2 年代別投票者数・投票率	3 6
3 投票区別投票者数・投票率	3 7
4 投票区別投票率順位	4 1
5 期日前・不在者投票者数	4 3
6 東京都区市町村別投票者数・投票率（議会議員選挙）	4 5
開 票	
1 開票所	4 7
2 開始・確定時刻	4 7
3 候補者別得票数	4 7
4 時間別開票経過	4 9
5 投票の内訳	5 1
6 法定得票数・供託物没収点	5 1
7 党派別当選者数	5 1
8 党派別得票数	5 2
9 選挙長等	5 2
10 選挙立会人	5 2

選挙運動

1	違反文書図画に対する撤去命令件数	5 3
2	違反選挙事務所に対する閉鎖命令件数	5 3
3	公営施設使用の個人演説会	5 3
4	選挙運動費用支出制限額	5 3
5	候補者氏名等掲示	5 4
6	公営ポスター掲示場掲示面	5 5
7	公営ポスター掲示場設置数	5 6
8	選挙公報	5 6
9	公費負担	5 6

争訟関係

1	当選の効力に関する異議申出	5 7
2	審査の申立て	5 7

◎世田谷区長選挙

立候補

立候補者一覧	6 1
--------	-----

投票

1	時間別投票経過・選挙人名簿登録者数・当日有権者数・投票者数・投票率・投票日の天気	6 2
2	年代別投票者数・投票率	6 4
3	投票区別投票者数・投票率	6 5
4	投票区別投票率順位	6 9
5	期日前・不在者投票者数	7 1
6	東京都区市町村別投票者数・投票率（長選挙）	7 3

開票

1	開票所	7 4
2	開始・確定時刻	7 4
3	候補者別得票数	7 4
4	時間別開票経過	7 4
5	投票の内訳	7 5
6	法定得票数・供託物没収点	7 5
7	選挙長等	7 5
8	選挙立会人	7 5

選挙運動

1	違反文書図画に対する撤去命令件数	76
2	違反選挙事務所に対する閉鎖命令件数	76
3	公営施設使用の個人演説会	76
4	選挙運動費用支出制限額	76
5	候補者氏名等掲示	77
6	公営ポスター掲示場掲示面	77
7	公営ポスター掲示場設置数	78
8	選挙公報	78
9	公費負担	78
参考1	選挙公報	79
参考2	投票所入場整理券	89
参考3	区のおしらせ	93
参考4	啓発ポスター	95
参考5	親子で投票に行こうキャンペーン周知用ちらし	97
参考6	啓発物品	98
参考7	投票案内動画	99

【法令名等については以下の略称を用いている。】

法……………公職選挙法

令……………公職選挙法施行令

特例法……………地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律

特例令……………地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令

区規……………世田谷区選挙執行規程

ポスター掲示場条例……………世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

選挙公報条例……………世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙公報の発行に関する条例

(表示例)

法 68① I ……………公職選挙法第 68 条第 1 項第 1 号

事務日程

月 日 (曜日)	項 目	関係法令
2月19日(日)	立候補予定者説明会	
3月6日(月)～3月17日(金)	立候補届出関係書類事前審査	
3月31日(金)～4月13日(木)	公営ポスター掲示場設置(898か所)	法144の2、令111、 ポスター掲示場条例2、 区規50
4月12日(水)	投票所入場整理券発送	令31
4月15日(土)	選挙人名簿登録基準日・登録日	特例令1
4月16日(日)	告示日(選挙運動期間7日間)	特例法2
〃	立候補届出受付	法86の4
〃	候補者氏名等掲示掲載順序決定のくじ	法175、区規81
〃	選挙公報掲載順序決定のくじ	法172の2、選挙公報条例5、 区規74
4月17日(月)～4月22日(土)	期日前・不在者投票期間(区役所、各まちづくりセンター)	法48の2、法49
4月18日(火)～4月20日(木)	選挙公報各戸配布	法172の2、選挙公報条例6
4月20日(木)	選挙立会人決定	法76
4月23日(日)	投票日	特例法1
〃	開票日・選挙会	法65、法66、法79、法80
4月24日(月)	当選証書付与式	法105
4月24日(月)～4月29日(土)	公営ポスター掲示場撤去	
4月24日(月)～5月8日(月)	選挙運動費用収支報告書提出期間	法189